

| | | | |
|--|--|--|--|
| 会 長 | 理事長 | 事務局長 | 係 員 |
|  |  |  |  |

杖道部 殿

受審希望者がおられますらば
6月19日(金)までに長崎剣連着で
お願いします

全剣連 第08-146号
令和 8年 5月13日

都道府県剣道連盟会長 殿
全 剣 連 役 員 殿

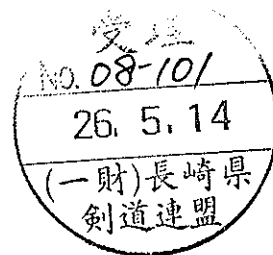
公益財団法人 全日本剣道連盟
会 長 真 砂 威
[公 印 省 略]

杖道七段および六段審査会実施について

標記の審査会を別紙要項により「福岡県」において実施いたします。

各都道府県剣道連盟は、受審者の申込みにつきましては、遺漏のない

よう手続きをお願いいたします。



以 上

1. 期 日 令和8年8月28日(金)

2. 受付開始・終了および審査開始時刻

(1) 七段審査会

①受付開始・終了 午前9時30分～午前10時まで

②審査開始時刻 午前10時30分(予定)

(2) 六段審査会

①受付開始・終了 午前11時30分～12時まで

②審査開始時刻 午前七段審査終了後

※受付終了後、審査の進行上、一切受けません。必ず時間を厳守してください。
また、各受審段位ごとの受付時間に合わせて来場してください。

3. 会 場 福岡市総合体育館
〒813-0017 福岡市東区香椎照葉6-1-1
電話 092-410-0314

* 交通機関 別紙案内図参照

4. 主 催 公益財団法人 全日本剣道連盟

5. 審査方法

全日本剣道連盟 杖道称号・段級位審査規則、同細則ならびに杖道称号・段位審査実施要領による。

6. 審査科目 七段・六段とも、次による。

実技審査 全剣連杖道6本

(当日開始時に全剣連杖道の中から6本を課し、「仕」・「打」交替して行う。)

7. 受審資格 (1) 七 段 ①令和2年8月31日以前に六段を取得した者。

②令和5年8月31日以前に六段を取得し、年齢満65歳以上で
修業年限3年以上経過し、加盟団体会長が許可した者。

(2) 六 段 ①令和3年8月31日以前に五段を取得した者。

②令和6年8月31日以前に五段を取得し、年齢満65歳以上で
修業年限2年以上経過し、加盟団体会長が許可した者。

8. 年齢基準 審査の当日(令和8年8月28日)とする。

9. 申込み

(1) 申込方法 受審を希望する者は、登録連盟を通じて申込みこと。

各都道府県剣道連盟会長は、申込者を一括して本連盟会長宛に送付すること。
なお、個人直接の申込みは受理しない。

(2) 申込締切 令和8年6月19日(金)

(3) 申込先 〒850-0036 長崎市五島町5-34 トーカンマンション1-E
(一財)長崎県剣道連盟
電話/FAX 095-826-5220

- (4) 申込書 ア 各段位ごとに所定用紙による。
 イ 現在受有段位の取得年月日、生年月日は正確に記入すること。
 (記載のない場合または虚偽の場合は受審を認めない。)

10. 審査料 長崎県剣道連盟審査料規定により（七段）20,400円、（六段）20,100円を次の口座に振り込むこと。（なお、上記審査料は消費税を含む）

記

十八親和銀行 本店営業部
普通預金 口座番号 0792405
「一般財団法人長崎県剣道連盟」

11. 合格発表

審査終了後、受審番号により合格者を発表する。後日、合格者決定通知と証書を各都道府県剣道連盟に送付するとともに全剣連月刊「剣窓」および全剣連ホームページ (<https://www.kendo.or.jp/>) に合格者の氏名を掲載する。

12. 安全管理

参加者は、各自十分健康管理に留意し参加すること。また、参加者は、健康保険証を持参のこと。高齢の参加者については、特に留意のこと。主催者において、行事实施中、傷害発生の場合は、医師または看護師により応急処置を講じ、病院等で治療を受けられるよう手配する。この場合、当日の治療費（手術、入院費は含まない）は主催者が負担する。AEDを常備する。また、医師等により、脳しんとうの可能性や生命の危険性を否定できない症状と判定された場合は、直ちに審査への参加を中止とする。

なお、主催者は、参加者の事故に対し(審査会場への往復途上を含む) 傷害保険に加入する。全日本剣道連盟の「感染症予防ガイドライン」を遵守すること。（全剣連ホームページ参照）

13. 個人情報保護法への対応 ※以下を周知して下さい。

参加者の個人情報(登録県名、漢字氏名、カナ氏名、生年月日、年齢、称号・段位、職業等)は全日本剣道連盟および地方代表団体(各都道府県剣道連盟)が行事運営のために利用する。

なお、登録県名、氏名、年齢等の最小限の個人情報は必要の都度、目的に合わせた公表媒体(掲示用紙、ホームページ、剣窓等)に公表することがある。更に、普及発展のためマスコミ関係者に必要な個人情報を提供することがある。

- (1) 全剣連及び報道機関等が撮影した写真が、新聞・雑誌・報告書及び関連ホームページで公開されることがある。
- (2) 全剣連及び報道機関等が撮影した映像が、中継・録画放映及びインターネットによる配信で公開されることがある。
- (3) 全剣連の許可を受けた者によって、撮影された写真及び映像が販売されることがある。

14. 注意事項

- (1) 受審者は、各都道府県剣道連盟に、本人の申込み受理の確認を審査会前日までに行い、参加すること。
- (2) 審査会場に、車での来場は一切禁止とする。

各都道府県剣道連盟 御中

全日本剣道連盟

杖道七段・六段、申込み締切り後の取り消し返金について

標記の件につきまして、杖道七段・六段審査会申込み締切り後の取り消し返金の申し出については下記の期日までといたします。

記

返金受付期日

杖道七段・六段審査会（和歌山）申込み締切り後の返金の申し出受けは、所定の様式を使い、都道府県剣道連盟より書面またはFAXにより、返金申し出を8月7日（金）までに長崎県剣道連盟に提出した者。

以 上

大会等におけるビデオ撮影等について

全剣連が主催する大会、審査会、講習会及びその他の行事（以下「大会等」という。）における写真・動画の撮影及び音声の録音（以下「ビデオ撮影等」という。）並びに撮影した映像及び録音した音声（以下「撮影映像等」という。）の取扱いについては、次のとおりとするほか、各大会等の開催要項で定めるところに従うこと。

- 1 大会等の会場において、以下の条項に従って個人利用の目的でビデオ撮影等を行うことは差支えないが、営利目的又は不特定多数の者に公開若しくは頒布する目的で、これを行うことは禁止する。ただし、全剣連から許諾を得て行う場合はこの限りでない。
- 2 大会等の会場におけるビデオ撮影等は、これを禁止されていない場所で、大会等の運営を妨げないような機材、方法によることとし、他人に迷惑を及ぼさないよう配慮すること。
- 3 大会等の会場における撮影映像等及びこれらのデータについては、有償、無償にかかわらずこれを不特定多数の者に頒布したり、又はインターネット上やその他の方法でこれを公開して拡散させたりしないこと。ただし、全剣連から許諾を得て行う場合はこの限りでない。

以上